

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用推進についてのお知らせ

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。
後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、
薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

● 一般名処方加算1	10点
● 一般名処方加算2	8点

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、お薬の供給不足であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。